

令和 8 年 6 月 14 日

## 富山県作業療法士連盟規約

# 富山県作業療法士連盟規約

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本連盟は、富山県作業療法士連盟と称する。

略称は「富作連」と称する。

### (目的)

第2条 本連盟は、一般社団法人富山県作業療法士会と連携し、作業療法士の政治意識の高揚を図り、リハビリテーションの立場から必要な政策提言等を行い、これらをもって県民の保健・医療・福祉の発展及び充実に資することを目的とする。

### (本部)

第3条 本連盟の主たる事務局を富山医療福祉専門学校内に置く。

### (活動)

第4条 本連盟の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 富山県下の医療・保健・福祉・教育・職業等の関連諸制度の改善を図るための諸活動
- (2) 作業療法士の立場から諸領域の問題について具体的な政策提言を行うための諸活動
- (3) 政治活動及び政治制度の研究
- (4) 政治資金規正法に基づく諸活動
- (5) 政党並びに政策協定を結んだ議員との関係を強化する為の諸活動
- (6) 富山県並びに県下の市町村との連携を推進する諸活動
- (7) リハビリテーション関連団体をはじめ関係諸団体との連携強化のための諸活動
- (8) 前各号のほか本連盟の目的を達成するために必要な諸活動

### (組織)

第5条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する者をもって組織する。

## 第2章 会 員

### (会員種別)

第6条 本連盟の会員は、本連盟の目的に賛同する正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、一般社団法人富山県作業療法士会の会員であり、本連盟の趣旨に賛同し、入会した者をいう。

3 賛助会員は、正会員以外で、本連盟の趣旨に賛同し、入会した者をいう。

### (入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書又は申し込みフォームにより申し込むものとする。

(会費)

第8条 本連盟の正会員は、会費として年額1口1,000円（任意）を納める（正会員は、日本作業療法士協会又は富山県作業療法士会会員であること）。なお、初年度は無料とする。

2 本連盟の賛助会員は、会費として年額1口2,000円（任意）を納める（日本作業療法士協会又は富山県作業療法士会に未加入の作業療法士、又はその他の者は賛助会員となる）。なお、初年度は無料とする。

(寄付)

第9条 本連盟は、本連盟の目的・活動に賛同する者から寄付を受けることができる。

(除名)

第10条 会員にして次の行為をなしたる者は役員会の議を経て退会させる。但し、本人に弁明の機会が与えられる。

（1）本連盟の規約及び決議に違反したとき

（2）本連盟の名誉を汚したとき

### 第3章 役員

(役員定数)

第11条 本連盟に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 若干名

（3）幹事 若干名

（4）監事 2名程度

(役員の職務)

第12条 会長は、本連盟を代表し、会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務遂行困難な場合に、会長の職務を代行する。

3 幹事は、部・局を構成し、規約および総会の議決に基づき、本連盟の活動を執行する。

（1）組織に関すること

（2）財務に関すること

（3）渉外に関すること

（4）企画に関すること

（5）調査に関すること

（6）学習に関すること

（7）広報に関すること

（8）その他本連盟の活動に関すること

4 監事は本連盟の財務を監査する。

5 本連盟は、必要があると認めるときは、役員会の議を経て、特定の事項を行わせるために特別委員会を置くことができる。

(選出)

第13条 会長は役員会にて推薦され、総会において承認の上、選任される。

2 役員は会長が選任する。

3 副会長、幹事、監事は会長が推薦した者を総会において承認の上、選任される。

(任期)

第 14 条 役員の任期は 1 年とする。

2 任期の始期は、選任された通常総会の終了の翌日とする。

3 役員が欠けたときは、その補欠の役員を役員会にて選任しなければならない。

4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 任期の満了によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその職務を行う。

(顧問・相談役)

第 15 条 必要があれば顧問および相談役を置くことができ、顧問および相談役は会長が選任し、任期は 1 年とする。

(報酬)

第 16 条 役員は無報酬とする。

#### 第 4 章 会議

(会議種別)

第 17 条 会議は総会、役員会とする。

(総会種別)

第 18 条 本連盟の総会は通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(総会開催)

第 19 条 通常総会は毎年 1 回会長が招集する。

2 臨時総会は会長が必要と認めたときに招集する。

(総会招集)

第 20 条 通常総会および臨時総会の招集は開会の 30 日前までに、会長が目的とする事項および日時場所を告知して行う。

(総会構成)

第 21 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会議長)

第 22 条 総会に議長を置く。

2 議長は 1 名とし、正会員の中から総会において選出し、承認を受ける。

(総会定足数)

第 23 条 総会は正会員の 2 分の 1 以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(議決事項)

第 24 条 総会は本連盟に関する事項を議決する。

(1) 役員及び監事の選任・解任に関する事項

(2) 活動方針に関する事項

(3) 予算・決算の承認に関する事項

(4) 役員会で総会の議決を要すると定めた事項

(5) その他の必要事項

(総会議決)

第 25 条 総会における議決は正会員の出席者過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(役員会)

第 26 条 役員会は総会に次ぐ議決機関とする。会長もしくは副会長が招集し議長となる。

(役員会審議事項)

第 27 条 役員会は本連盟の運営に関する事項を審議する。

- (1) 本連盟の運営に関する事項
- (2) 総会に付する議案に関する事項
- (3) 予算および決算に関する事項
- (4) 役員会で総会の議決を要すると定めた事項
- (5) 本連盟の支部の設立の承認に関する事項
- (6) 本連盟の会員に関する事項
- (7) その他会長において必要と認めた事項

## 第 5 章 事務局

(事務局)

第 28 条 本連盟本部に事務局を置き、本連盟の庶務を掌理する。

1 事務局には若干名の職員を置く。

2 事務局職員は会長が任命する。

## 第 6 章 支部組織

(地方組織)

第 29 条 本連盟は、必要があれば支部組織を作ることができるものとする。

## 第 7 章 会計

(会計年度)

第 30 条 本連盟の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、当年 12 月 31 日をもって終わる。

(会計責任者)

第 31 条 政治資金規正法届け出会計責任者は、会長がこれを選任する。

(歳入)

第 32 条 会費、寄付金及びその他の収入とする。

(歳出)

第 33 条 運営・活動上必要な経費を会計責任者の承認の上、支出するものとする。

(資産管理)

第 34 条 本連盟の資産は、会計責任者が代行し管理する。

## 第 8 章 雜則

(別途規程)

第 35 条 本規約に定めのないものについては、役員会の議決を経て必要な規程を別に定めることができる。

(附則)

本規約は、令和 8 年 6 月 14 日より施行する。